

平成 25 年 11 月 8 日

公明党 東京都本部 代表  
高木 陽介 様

特別区長会会長  
西 川 太 一 郎

## 地方法人課税のあり方について（要請）

現在、総務省の地方法人課税のあり方等に関する検討会等において、法人住民税を地方間の調整財源としかねない方向での議論が行われています。

しかし、法人住民税は、法人の地域での活動、またそこで働く人々の生活を支えるための様々な行政施策の財源として負担を求めているものであり、これを地方自治体間の財源調整の財源に用いることは、地方税の根本原則をゆがめるものと言わざるを得ません。

とりわけ特別区の区域においては、別添「税源偏在是正議論についての特別区の主張」のとおり、首都として、また経済活動や文化活動の集中する地域として、膨大な行政需要が生じています。

東京都が行う大規模なインフラ整備や法人活動の支援等はもとより、特別区が基礎自治体として道路・交通手段の整備、我が国の経済を下支えしている中小企業の支援、企業等で働く方やその家族の日常生活を支える安心・安全なまちづくり、子育て支援、教育、福祉など、膨大な規模の行政需要に取り組んでいます。

なかでも、切迫性が叫ばれている首都直下型地震の対策として、延焼危険性の高い木造住宅密集地域の解消や、高度成長期に全国に先駆けて整備した義務教育施設をはじめとする公共施設が一斉に改築時期を迎えること、今後急増する高齢者の対策や保育所待機児童の解消など、喫緊の課題が山積しております。

これらの課題に取り組み、法人活動が円滑に行われるようにするためには、莫大な財源が必要であり、法人住民税は極めて重要な役割を持っています。

地方法人関係税は自治体間の調整財源とすべきものではなく、地域の活発な法人活動を支える財源として活用すべきであり、それがより旺盛な法人活動を呼び起こし、我が国全体の発展に寄与するものと考えます。

ついでには、地方税を地方団体間の調整に用いることなく、国の責任で各地方自治体の必要財源を確保する方策を講じることを強く要請します。